

令和元年度第1回権利擁護専門部会

1. 日時 令和元年7月11日（木） 午前10時から

2. 会場 千葉県教育会館 本館6階 604会議室

3. 出席者

（1）委員（19名中15名出席）

蒲田委員（部会長） 白井委員（副部会長） 稲阪委員 植野委員 太田委員
酒井委員 坂本委員 佐久間(利)委員 佐久間(水)委員 高木委員 常岡委員
滑川委員 村山委員 吉井委員

（2）県

萩原障害者福祉推進課長 野澤障害福祉事業課長 対馬共生社会推進室長 他

4. 議題

1. 開 会

2. 議 題

（1）正・副部会長選任

（2）第六次千葉県障害者計画の進捗状況について

（3）令和元年度重点事業について

（4）第七次千葉県障害者計画策定に係る関係団体等ヒアリングの
実施について（案）

（5）令和元年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

（6）成年後見制度について

（7）その他

3. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

議題（１）正・副部長選任

【事務局】

正・副部長の選任について、御意見ありますでしょうか。

【吉井委員】

昨年度同様、蒲田委員と白井委員にお願いしたいと提案させていただく。

【事務局】

只今、吉井委員より正部長に蒲田委員を、副部長に白井委員を推薦する御意見が上りましたが、御異論ありますでしょうか。（異議なし）

それでは、蒲田委員、白井委員、御承諾いただけますでしょうか。部長に蒲田委員が、副部長に白井委員が選任されました。お手数ですが、蒲田委員、白井委員におかれましては、部長席、副部長席にお移りください。それでは、蒲田部長と白井副部長に一言ずつ、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

【蒲田部長】

部長に選任いただきました蒲田です。一年間ですが、よろしくお願いします。

【白井副部長】

改めまして白井でございます。引続きでございますが、よろしくお願いいたします。

議題（２）第六次千葉県障害者計画の進捗状況について

【植野委員】

感じたことに関して、いくつか質問したい。まず啓発のところに関して、来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、周知啓発がとても重要だと思う。3、4年前にも提案したが、千葉県には国際空港などがあるため、外国の方でも困らないよう、手話マークや筆談マークなどの啓発をお願いしたいというのが一点目。

2点目は専門通訳養成について。養成を実施していただき、非常に有難いと思う。課題になっていることは、派遣が誰の責任で行われるかということである。これは市町村の役

割になるのか、県の役割になるのか、その専門通訳の扱いについてまだ決まっていない状況だと思う。専門通訳養成としての人材があったとしても、どこが費用負担すべきなのか。様々な考え方や派遣レベルについて整理が必要であると思うため、検討をお願いしたい。

3点目は手話言語等条例について。この条例は社会モデルという位置づけになっているが、市町村によっては医学モデルという解釈でいるままの状況が残っている。難聴者も困っている。県としては社会モデルとしての啓発を頑張っているが、障害福祉を持たない方が要約筆記を拒否されるという事例も発生しているなど、まだ市町村に浸透していない。市町村で条例が出来上がってきているが、その中に社会モデルの記載がない場合もあり、非常に残念だと思っている。より一層の啓発をお願いしたい。

最後に、盲ろうの関係なのだが、現在は色々な支援があると思う。当センターにおいても触手話の手話通訳者の派遣もしている。必要な場合は、同行援護という形で、同行援護と手話ができる人間を当センターで揃えている。皆様には、このような方法も対応しているということを御承知いただければと思う。どのように連携していくかというところは今後の検討課題で、御相談させていただきたいと思う。

【滑川委員】

資料1－3における、障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の部分について、意見と質問をさせていただきたい。

一点目が虐待防止派遣アドバイザーの派遣数のところで、派遣回数を多いほうが良いと考えているのか、それとも各市町村が自分たちでアドバイザーが派遣されなくても対処できる力がついてきた、派遣されなくても各市町村に力がついたから、派遣回数が少ないほうが良いというプラスの考え方もできると思う。そこをどう捉えているのかというのを教えていただきたい。

二点目として地域相談員のことに関して、資料3－(4)の部分について、昨年度は委嘱替えの時期ではなかったということは今年度は委嘱替えの時期だと思う。現在の進捗状況を教えていただきたい。各分野の団体等に、地域相談員について業務内容を説明することが条例の周知や、差別をなくす取組に繋がると考えている

【事務局】

アドバイザー派遣の件数については、回数が多い方が良く考えている。その理由としては、アドバイザー派遣は市町村の他に、施設従事者等からの派遣の申請も想定しており、例えば施設への啓発活動という点でも、我々が重点的に説明することができることから、

申請の件数が多い方が虐待防止への意識が高いと考えているところである。

地域相談員の委嘱については、7月が地域相談員の委嘱替えの時期であった。地域相談員は3種類あり、身体障害の地域相談員・知的障害の地域相談員、その他の地域相談員であり、今回はその他の地域相談員の方の委嘱替えの時期であったが、今回も残念ながら目標を達成とはならなかった。特に商品・サービスの分野の地域相談員が不足しており、推薦の依頼先を増やして取り組んでいる所ではあるが、なかなかその分野での地域相談員になってくださる方が見つからないという状況。全体的な委嘱替えの時期は過ぎてしまったが、任期の途中でも不足する分野の地域相談員については広域専門指導員を通じて積極的に取り組んでいきたいと考えている。

【植野委員】

地域相談員からの相談を広域専門指導員が断るというケースも出てきているようである。地域相談員から広域専門指導員に上げている相談の数を把握しているのかどうかを教えてください。

【事務局】

地域相談員から広域専門指導員に上げた相談件数は、広域専門指導員からの報告書等で把握している。

【植野委員】

広域専門指導員が地域相談員からの相談を拒否するという事例があるということを御存じか伺いたい。

【事務局】

広域専門指導員からは毎月報告書を提出してもらい、その内容については当課が確認している。また、全圏域の広域専門指導員を集めた研修を毎月行っているところではあるが、広域専門指導員が地域相談員からの相談を拒否したという事例については当方では把握していない。

【植野委員】

ぜひ把握していただければと思う。

【村山委員】

県内42の市町村で地域協議会が出来ているということだが、広域専門指導員との連携というのはその毎月の研修で、どの程度話題になっているのか。上手く連携できているのか、それとも上手くいっていないのか。教えていただきたい。

また、福祉教育について、マンガで分かる障害者差別解消法等の周知媒体で福祉教育がされているという実績が資料にある。他にも色々取り組まれているのは分かるが、最近得た情報では立川市が作った条例の取り組みの中で、小学生向け条例ガイドブック「みんなの笑顔」を作ったそうである。教育委員会も協力して、小学4年生全員に配って研修するという内容も分かりやすく、「障害」という言葉も使っていない。例えば上手くコミュニケーションがとれない子とか、上手く手足が動かせない子とどのように対応するか、子供たちが考えるような内容になっている。今後の目標として、教育委員会と連携しながらこのようなものを作って、福祉教育を進めてもらいたい。

そして地域相談員についてだが、その他の地域相談員を増やすということはよく分かった。これはいいと思うが、実際に地域相談員にどの程度相談があつて、どの程度取り組まれているかというのが、あまり見えてこない。市川市だとあまり相談が上がってこない状況であるし、相談に対応した後も見守るということも地域相談員の仕事だと思うが、地域相談員への研修はどのような内容なのか。

【事務局】

広域専門指導員と担当する圏域の市町村との連携についてだが、これは広域専門指導員の研修の際にも常に伝えており、市町村の部会などに広域専門指導員が委員になっているケースもある。その一方で市町村のほうが一步引いてしまい、広域専門指導員に気軽に連絡等ができないというパターンもあったため、そのような際には事務局と市町村が話す機会に、広域専門指導員との連携の話をしている。

地域相談員の件についてだが、県への相談件数も全体的に減ってきている状況であり、それに伴い地域相談員から広域専門指導員へ上がる相談件数も減っている状況である。地域相談員への研修は、広域専門指導員が中心に開催し、その圏域の地域相談員に学んでほしいことなどについて研修をしている。

【佐久間(水)委員】

昨年11月に事務局の藤井さんと私の方で、市川の地域相談員研修のお手伝いをさせていただいた。その際に地域相談員と広域専門指導員との力の差や、障害特性への配慮についてギャップを感じたところである。そのため、当日はグループディスカッション等を通して広域専門指導員も一緒に取り組んでいくという研修内容であった。県職員がいらっしやったことで皆様喜んでいたと思うし、今後も続けていけばいいのかなと考えている。虐待防止アドバイザーはいるのに、なぜ差別のアドバイザーはいないのかという声があるが、

虐待と差別は違うが、基本は同じだと思っている。今後も検討された方がいいと思う。私が虐待防止アドバイザーとして派遣された際には、差別の内容をやってほしいとか、成年後見制度をやってほしいと注文があるときも少なくないが、基本は人権を守るというところで、あまり分野を区切らずに全体的にカバーできるような仕組みがあればいいと思う。

【植野委員】

障害者差別解消法が施行され、市町村でも相談窓口を設けているが、県の条例で動く広域専門指導員との連携というのがとても重要だと考えている。ただ、マニュアルが無いから困っているとの市町村からの相談もあった。例えば、ろう者が市町村に先に相談した後に県に相談したケースでは、先に相談したところを優先して欲しいと広域専門指導員から言われて、積極的に関りが持てなかったということもあった。先ほどの話にも出た市川市役所は連携というところを積極的に動いてくださっている。そこで改めて連携という部分をお願いしたいと思っている。

もう一つ、広域専門指導員は単独行動が多いように思う。実際に相談を持ち掛けられた際に、一人で勝手に動いてしまって、何も当事者について報告が無いというところがある。地域相談員と一緒に育てていくという、一緒に協力しながら取り組むという姿勢についても併せてお願いしたいと思う。

議題（３）令和元年度重点事業について

【村山委員】

虐待防止アドバイザーの派遣について。この資料では数を大事にしているということだったが、研修等のアドバイザー派遣以外で、実際の事案に伴ってアドバイザーが派遣される場合の数はここに含まれているのか。

また、アドバイザーが派遣された後、施設等が派遣後に改善したという報告はアドバイザーにあるのか。

【事務局】

アドバイザー派遣は、弁護士や権利擁護専門部会の委員、専門的な知識を持った方を派遣している。昨年度は村山委員にも派遣をお願いしたこともあるが、今年度より新たな活用方法として、虐待防止施策の見直しという意味で、実際に市町村等に虐待の通報があった

施設等に対して、派遣を実施した。そのため、件数等について集計はできていないが、今後、通報を受けてアドバイザー派遣をする際には、アドバイザーに対しての報告等を検討していきたい。

議題（４）第七次千葉県障害者計画策定に係る関係団体等ヒアリング の実施について（案）

【坂本委員】

精神障害の当事者団体というのは、今までなかなか病状が安定しなかったりで、当事者活動がままならなかったりということもよくある。そういう当事者の方は家族会の方が多く出られるというのが現状であったかと思う。ただ、最近はいあサポーターの養成というのに力を入れており、千葉県では今年度が第５回になるかと思うが、いあサポーター養成研修を実施していただき、いあサポート専門員というのが誕生しているところである。すぐというわけではないが、今後精神障害の当事者団体もヒアリングの対象団体に入れていただければと思う。

【植野委員】

これは要望だが、先ほどありましたいあサポーターなど、相談業務をしている方の意見を拾い上げていただきたいと思います。

議題（５）令和元年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

【滑川委員】

この虐待関連の研修に関して、傍聴は認められるか。

【事務局】

障害者福祉施設等を対象としているため、どうしてもそちらを優先することになってしまいが、空きがあれば可能である。

【吉井委員】

県内の市町村を見てみると、虐待に対して考え方にかなり差があるように感じる。もし

可能であれば、研修に各市町村の考え方を反映させてほしい。

【事務局】

県内各市町村にマニュアル等があるのかは確認済みであるが、考え方に関しても研修内でアンケート等を実施し、集計していきたいと考えている。

【佐久間（水）委員】

資料にもある今年度5月30日の研修は、自分が担当した。市町村の方も色々いらっしゃるが、やはり考え方や力量に差があると思う。今年は基礎から話をさせていただいた。去年は片桐専門官がいらっしゃったと思うが、何か改善等すべき点等の指摘はあったのか。もし片桐専門官の感想コメントがあれば、教えてほしい。

【事務局】

片桐専門官がいらっしゃった理由は、国の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修において千葉県が積極的に開催しているからだと認識している。片桐専門官の意見として、通報件数が上がるのは良い事だというものがあったため、これを踏まえた研修を実施していきたい。

【稲阪委員】

正直な話、研修を受けてみてこれでよいのかと思うときもある。現場で実際に虐待が発生したときと、その後でそれぞれ対応を分けたほうがよいのではないか。まず、障害者虐待防止法や障害者差別解消法をリンクさせた研修を実施し、虐待を防いでいく必要があると思う。苦情に関しては相談窓口等を知らない人もいるので、研修等で周知をお願いしたい。

議題（6）成年後見制度について

【酒井委員】

配付していただきましたマニュアルだが、私も制作に関わらせていただいた。また、先ほど説明のありました8月28日にあります行政職員向けの研修会の講師をやらせていただく。毎度毎度この話が出るときに、口を酸っぱくして言っていることだが、成年後見制度の利用促進をするということではなく、あくまで権利擁護を図るための一つとして成年後見制度がある。そして、それが必要なのに届いていない人に届けるようにすることや、

今まで使っていても上手くいっていなかったという人にどのようにしたら上手く使っていたかというところが目的である。文字通り成年後見制度だけを利用促進すればよいのかというわけではないので、県の方が発信等していく際にも注意していただければと思う。

県がこれから協議会を作り、裁判所の圏域ごとに小協議会を作っていくということで、重い腰を上げていただいて有難い。実際に千葉県の中でも中核機関としてすでに動き出しているところもある。今度の研修会でも単独で中核機関として動いている浦安市、それと安房の3市1町で始められた鴨川市をお招きして、これまでの取組とか体制整備の進め方などについて話していただく。どのような方が来ていただいても参考になるような研修にしたいなと思っている。

千葉県の中でも中核機関で進んでいるところと、中核機関はできていないけれども芽は出てきているところもかなり出てきている。ただ、全く手をつけていない市町村もかなりあると思う。全く手をつけていない市町村にも2種類あって、本当はやろうと思ったらできるが、担当が決まっていないとか、地域内のしがらみなどで進んでいないところ。こういう市町村は放っておけば力はあるので勝手に進んでいくと思う。問題になっているのは、予算や人員等も不足していて、実際に何をどう取り組めばよいのか分からないという市町村。我々も色々なところに伺ってアドバイス等させていただくが、本当に身動きできないところは、何の相談をすればいいのかも分からないというレベルである。研修会をやっても来てくれないという実情もある。そこには県の力がどうしても必要だなと感じている。千葉県の中でも色分けをして、県が働きかけるべき重点地域に注力していただきたいなと思っている。ある程度力のある自治体は、五カ年計画の今年3年目であるが、なんとか仕上げてくるような気がしている。厳しい自治体は5年間あっても難しいと思う。県もフォローに入っているという体制を作ったということであれば、千葉県の中でもそこから押し上げていけるという体制が出来上がると思う。ぜひともよろしくお願いしたい。

【滑川委員】

私は現在船橋市のPACガーディアンズというところに所属している。PACガーディアンズは船橋市から委託を受けて、船橋市の成年後見支援センターを運営している。現実的には障害者の成年後見だけで、108件受領している団体である。船橋市から中核機関への働き掛けもあったのですが、私たちは法人後見をしていく団体として活動していこうということで、現在は中核機関になることは考えていない状況である。この千葉県内には、

多くの法人後見を受けている団体があると思います。そのようなところにも実際に協議会に参加していただいて、現状を知っていくべきと考える。そのような取組をしないと、連携体制がなかなか構築できないと思う。検討していただきたい。

【高木委員】

一つはこの委員としての立場ではないかもしれませんが、先ほど説明のあった日常生活自立支援事業の件について。非常に県内全域で利用者が増加しているにも関わらず、なかなか市町村社協の体制が出来ていないという現状である。先ほど予算等は確保していただいているということだが、なかなかそこに携わる専門員一人を配置するだけの予算もないので、もし可能であれば、今後はさらなる予算の拡充をして、それぞれの社協がニーズに応えられるような支援力を携えるだけの予算措置をお願いしたい。

木更津社協もおかげさまで、木更津市からの委託を受け、8月1日から中核機関を運営する体制が整うような状況になってきた。今までは後見ニーズに対して各社協で受けて、それぞれで解決させるような仕組みだったが、今回の体制を整える中で、中核機関は社協が委託するが、市の職員と社協の職員のメンバーで中核機関という協働の実施となった。確かに成年後見制度の利用は広がるが、さらに多くの専門職の協力をいただきながら、地域の関係機関と連携して、地域の権利擁護を推進するという体制になる。やはりこれからの社会の中では必要なことであると思うため、ぜひ権利擁護を進める中での周知活動のようなものを市町村に対しても行っていたいただければと思う。

【村山委員】

成年後見制度利用促進協議会の設置ということが始まって、心強く思っている当事者の家族である。ただ、こういう会議は専門の方や、後見をする側ばかりであり、やはり当事者の思いが届きにくいと思う。とてもよい後見をしていただく方も多いが、やはり色々な専門職の方がいらっしゃる中で、当事者がつらい思いをしているという話も聞く。そういった声もぜひお伝えしたいということが一つ。

また、促進法ができた後、いくつか動きがあると思う。例えば親族後見を認める方向を考えよう、後見人の交代のことも上手くできるようにしよう、後見報酬について今までの本人の資産を目安にしていたところを、実績を考慮して後見報酬を決めようなどである。ただ、そのようなことに関しても、非常に検討が必要だと感じている。裁判所の方が検討結果を出して、各家裁に通知するということがだが、それが実際にどのように取り組まれているのか見えてこない。当事者としては不安がある。おそらく協議会の中でそのようなこ

とも検討されると思うが、そういった場合には当事者にも情報が欲しい。委員として参加が無理なのであれば、毎回オブザーバーのように傍聴させていただいて、そこで意見を何かしら上げさせていただくとか、何かしらの当事者へのアプローチをしていただきたいと思う。国の厚労省の促進会議だったり、専門部会だったりには当事者も入っているが、その後の具体的な検討の部分には当事者が入っていないというのが現状。千葉県としては当事者の意見をぜひ吸い上げていただきたい。

また、懸念しているところが家裁というのは非常にブラックボックスで、いい後見をされている専門職や法人後見の団体と家裁はとてもいい関係を築いている。しかし、親族後見となった際には、家裁からかなりつつけんどんな答えをもらったりとか、そういう事例も聞いているため、親族後見となった際に当事者に寄り添っていただけるのか非常に懸念している。協議会のなかでもそのようなことも議論していただければと思う。

そして、後見報酬のことも絡むが、各地域で「成年後見制度利用支援事業」というのは各市町村レベルで実施されている。これは地域格差があり、その底上げも必要ではないかと思っている。

そのことについても促進協議会の中で課題にしていいただければと思う。

酒井委員も権利擁護ということを強く言っていただいて、その方に本当に後見が必要であるのか、後見でない支援で権利擁護が図られるのか、そのような視点も大切であると9つのポイントに書いてある。特に日常生活自立支援事業に結び付けるということも書かれているが、地域の福祉を整えるという意味でも、後見制度を利用しないでも権利擁護が図れるという場面も多々あると思う。福祉事業を整えていくということに関しても発信を、ぜひよろしくお願ひしたい。